

平成19年第1回海津市議会定例会

議事日程(第3号)

平成19年3月23日(金曜日)午後1時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第5号 平成19年度海津市一般会計予算
- 日程第3 議案第6号 平成19年度海津市海津苑運営特別会計予算
- 日程第4 議案第7号 平成19年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計予算
- 日程第5 議案第8号 平成19年度海津市クレール平田運営特別会計予算
- 日程第6 議案第9号 平成19年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算
- 日程第7 議案第10号 平成19年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第8 議案第11号 平成19年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計
予算
- 日程第9 議案第12号 平成19年度海津市国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第13号 平成19年度海津市老人保健特別会計予算
- 日程第11 議案第14号 平成19年度海津市介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第15号 平成19年度海津市下水道事業特別会計予算
- 日程第13 議案第16号 平成19年度海津市水道事業会計予算
- 日程第14 議案第17号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算
- 日程第15 議案第18号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別
会計予算
- 日程第16 議案第19号 平成19年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第17 議案第20号 平成19年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算
- 日程第18 議案第21号 平成19年度海津市羽沢財産区会計予算
- 日程第19 議案第22号 平成18年度海津市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第20 議案第23号 平成18年度海津市海津苑運営特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第24号 平成18年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第25号 平成18年度海津市介護保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第23 議案第26号 海津市内部組織設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第27号 海津市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第28号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関
する条例の制定について

- 日程第26 議案第29号 海津市副市長の定数を定める条例の制定について
- 日程第27 議案第30号 海津市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第31号 海津市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第32号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第33号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第34号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第35号 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第33 議案第36号 海津市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第37号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第38号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第39号 海津市環境基本条例の制定について
- 日程第37 議案第40号 海津市水道料金等審議会設置条例の制定について
- 日程第38 議案第41号 海津市下水道事業特別会計への繰入について
- 日程第39 議案第42号 市道の路線認定及び廃止について
- 日程第40 議案第44号 指定管理者の指定について
- 日程第41 報告第1号 海津市国民保護計画の報告について
- 日程第42 発議第1号 庁舎検討特別委員会の設置について
- 日程第43 庁舎検討特別委員会委員の選任について
- 日程第44 発議第2号 海津市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第45 発議第3号 海津市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第46 発議第4号 海津市議会傍聴規則の一部を改正する規則について

出席議員（20名）

1番	山田武君	2番	堀田みつ子君
3番	西脇幸雄君	4番	川瀬厚美君
5番	森昇君	6番	永田武秀君
7番	福井恭平君	8番	近藤輝明君
9番	山田勝君	10番	飯田洋君
11番	服部寿君	12番	伊藤善朗君

13番 浅井 まゆみ 君
 15番 松岡 光 義 君
 17番 星野 勇 生 君
 19番 渡辺 光 明 君

14番 伊藤 仁 夫 君
 16番 水谷 武 博 君
 18番 藤田 敏 彦 君
 20番 赤尾 俊 春 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	松 永 清 彦 君	助 役	水 谷 敏 行 君
教 育 長	平 野 英 生 君	総 務 部 長	津 野 基 紀 君
総務部次長兼			
総 務 課 長	菱 田 正 保 君	企 画 部 長	小 澤 一 郎 君
副 収 入 役	谷 芳 和 君	産 業 経 済 部 長	小 野 清 美 君
建 設 部 長	伊 藤 秋 弘 君	水 道 環 境 部 長	高 木 謙 次 君
市民福祉部長	大 倉 富 夫 君	消 防 長	田 中 俊 澄 君
教 育 次 長	菱 田 秀 明 君	総務部財政課長	福 田 政 春 君
監 査 委 員		選挙管理委員会	
事 務 局 長	高 木 栄 君	事 務 局 長	菱 田 義 博 君
農 業 委 員 会			
事 務 局 長	加 藤 賢 治 君		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局次長	森 賢 一	議会事務局次長	
議会事務局課長		兼 議 事 係 長	馬 場 司 郎
補佐兼庶務係長	近 藤 和 子		

開議宣告

- 議長（西脇幸雄君） 皆様方、こんにちは。

定刻でございます。ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

（午後1時30分）

-
- 議長（西脇幸雄君） 2番 堀田みつ子君より発言の申し出がありましたので、許可します。

2番 堀田みつ子君。

〔2番 堀田みつ子君 登壇〕

- 2番（堀田みつ子君） 発言のお許しをいただき、ありがとうございます。

この本会議初日の発言で、確定申告会場での問題に関して不正確でありましたので、その部分の発言を削除していただきたくお願い申し上げます。よろしくお願いします。

- 議長（西脇幸雄君） お諮りします。ただいまの件、発言の取り消しについて許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、海津市議会会議規則第65条の規定により、発言の取り消しを許可することに決定しました。

会議録署名議員の指名

- 議長（西脇幸雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において7番 福井恭平君、8番 近藤輝明君を指名いたします。

議案第5号 平成19年度海津市一般会計予算から議案第42号 市道の路線認定及び廃止についてまで及び議案第44号 指定管理者の指定について

- 議長（西脇幸雄君） それでは、日程第2から日程第40までの、議案第5号から議案第42号まで、及び議案第44号の計39議案を一括議題といたします。

さきに各常任委員会に審査を付託してありますので、ただいまから各常任委員長から審査の結果の報告を求めます。

最初に、総務常任委員長 伊藤善朗君。

〔総務常任委員長 伊藤善朗君 登壇〕

- 総務常任委員長（伊藤善朗君） 平成19年3月22日、海津市議会議長 西脇幸雄様、総務常任委員会委員長 伊藤善朗。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記、議案番号、件名、結果の順で報告をいたします。

議案第5号 平成19年度海津市一般会計予算のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第20号 平成19年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算、可決すべきもの。議案第21号 平成19年度海津市羽沢財産区会計予算、可決すべきもの。議案第22号 平成18年度海津市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第26号 海津市内部組織設置条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第27号 海津市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第28号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、可決すべきもの。議案第29号 海津市副市長の定数を定める条例の制定について、可決すべきもの。議案第30号 海津市監査委員条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第31号 海津市行政手続条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第32号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第33号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第34号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第35号 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、可決すべきもの。

委員会審査の結果報告、概要について報告いたします。

議案第5号 平成19年度海津市一般会計の予算のうち本委員会の所管に属する事項。

友好・市民の翼について、中学生を多くしてはという質問があり、60名を予定していたが、教育委員会等に相談し、30名にしましたと説明がありました。

税源移譲の状況はという質問があり、譲与税は減、市税は増となり、それぞれ移譲により税率が変わりましたと説明がありました。

花の種の貸し出しとはという質問があり、希望者にお貸しし、また種子ができたからお返ししていただくものと説明がありました。

海津市所有で県に貸してあるものとはという質問があり、市の所有としては、警察関係の敷地がございますと説明がありました。

以上でございます。

- 議長（西脇幸雄君） 続きまして、文教福祉常任委員長 渡辺光明君。

〔文教福祉常任委員長 渡辺光明君 登壇〕

○文教福祉常任委員長（渡辺光明君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 102条の規定により報告します。

議案番号、件名、結果の順に報告をさせていただきます。

議案第 5 号 平成19年度海津市一般会計予算のうち本委員会の所管に属する事項について、可決すべきもの。議案第 6 号 平成19年度海津市海津苑運営特別会計予算について、可決すべきもの。議案第10号 平成19年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、可決すべきもの。議案第11号 平成19年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計予算について、可決すべきもの。議案第12号 平成19年度海津市国民健康保険特別会計予算について、可決すべきもの。議案第13号 平成19年度海津市老人保健特別会計予算について、可決すべきもの。議案第14号 平成19年度海津市介護保険特別会計予算について、可決すべきもの。議案第17号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算について、可決すべきもの。議案第18号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計予算について、可決すべきもの。議案第19号 平成19年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算について、可決すべきもの。議案第22号 平成18年度海津市一般会計補正予算（第 6 号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第23号 平成18年度海津市海津苑運営特別会計補正予算（第 2 号）について、可決すべきもの。議案第25号 平成18年度海津市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について、可決すべきもの。議案第36号 海津市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第37号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第38号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

審査に当たって、補足意見報告をさせていただきます。

議案第 5 号 平成19年度海津市一般会計予算のうち本委員会の所管に属する事項のうち、歴史民俗資料館改装工事についていろいろな質問・意見があり、それぞれに応じた説明がございました。

付託された16案件について、慎重審査をいたしました。おおむね理解はしたものの、中には行政と考え方が一致できないものもあり、委員の対応も賛否両論がありました。部分的には、一部再審査のところもございましたが、最終的に委員の理解ではなく譲歩という形で可決することができました。今後は、必要に応じて、全協、委員会等で事前説明を十分されまうよう要望をしたいと思います。

なお、今後事前協議が必要と思われる案件については、今回と同じスタンスで提出された

場合、委員会としては心ならずも厳しく対処させていただくこともあることを申し添えて、報告を終わります。

- 議長（西脇幸雄君）　続きまして、産業建設常任委員長　福井恭平君。

〔産業建設常任委員長　福井恭平君　登壇〕

- 産業建設常任委員長（福井恭平君）　審査結果について、御報告いたします。

平成19年3月22日、海津市議会議長　西脇幸雄様、産業建設常任委員会委員長　福井恭平。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告いたします。

記、議案番号、件名の順に読み上げ、結果を報告いたします。

議案第5号　平成19年度海津市一般会計予算のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第7号　平成19年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計予算、可決すべきもの。議案第8号　平成19年度海津市クレール平田運営特別会計予算、可決すべきもの。議案第9号　平成19年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算、可決すべきもの。議案第15号　平成19年度海津市下水道事業特別会計予算、可決すべきもの。議案第16号　平成19年度海津市水道事業会計予算、可決すべきもの。議案第22号　平成18年度海津市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第24号　平成18年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第39号　海津市環境基本条例の制定について、可決すべきもの。議案第40号　海津市水道料金等審議会設置条例の制定について、可決すべきもの。議案第41号　海津市下水道事業特別会計への繰入について、可決すべきもの。議案第42号　市道の路線認定及び廃止について、可決すべきもの。議案第44号　指定管理者の指定について、可決すべきもの。

審査意見について御報告いたします。

エコドーム建設については、議論が不足しており、市民に対して建設の必要性和意義を十分に説明するとともに、その運営形態及び方法を明確に示し、建設に対する理解が得られるよう最大限の努力をされた上、議会の合意を得て予算執行をされたい。以上でございます。

- 議長（西脇幸雄君）　各常任委員長の報告が終わりました。

それでは、各常任委員長の報告に対する質疑を許可します。

初めに、総務常任委員会の付託の案件により、質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 議長（西脇幸雄君）　8番　近藤輝明君。

- 8番（近藤輝明君）　先ほど総務委員会案件の中で、委員長、情熱を持って答えられました

。何ら異議はございませんが、ただ一つ、中にあります旧町有林、現市有林、３年ぶりに現地視察ということも先般20日にマスコミ報道され、関心ある一人でございますが、大変御苦労さまでございましたが、その視察、現状・現況、詳細に、いま一つ委員長報告を願えたらなあと。ということは、私を初め議員各位、また市長を初め海津市挙げての市の職員、また市民、関心のあるところだと思います。現況視察をありのまま、できる限り報告を求めるものであります。

○議長（西脇幸雄君） 12番 伊藤善朗君。

○総務常任委員長（伊藤善朗君） 先般20日に旧平田町有林、今は市有林でございますけれども、総務常任委員会委員と、それから新聞記者と、それから総務部長さん、あるいは財政課長さん等々含めて13人登りました。非常に登りは険しかったんですけども、私、ありのままということでお話するんですが、私、一番おくれまして職員の方に心配かけましたけれども、実は山登りは随分なれているわけですけども、目的に向かって直線に谷越え尾根越えという登り方は初めてでしたので、私大変おくれました。

それとともに、現状は、三輪さんという方に大変管理を行き届いてしていただいて、すばらしくヒノキ等が育っていました。そして、あのあたりは季節によっても風景とか木々の紅葉とかを含めてすばらしいところだと思いますので、私個人的に思いましたけれども、散策道とか、あるいは体験学習とかしたらいいんじゃないかなと、そういうふうに感じました。

それから、面積は、近藤さん御存じのように９ヘクタールございます。非常に広いもんですけれども、今後、木の育つとともに、私感じましたのは、私たちも議員として紅葉していかなかなと、こういうふうに思います。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 8番 近藤輝明君。

○8番（近藤輝明君） 委員長、大変御苦労さまでございました。

○議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。

続きまして、文教福祉常任委員会の付託の案件の質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 11番 服部寿君。

○11番（服部 寿君） 委員長にお聞きいたします。

委員長の審査意見といたしますか、審査の内容の中で述べられました歴史民俗資料館等のことで、文教福祉委員会におかれましては長時間審査されたとお聞きいたしておりますが、確認のためにお聞きいたします。

議案第5号の平成19年度の海津市一般会計予算の文教福祉に関する事項でございますが、委員会採決ではどのような方法でされたか、全会一致で異議なしなのか、採決されたのか、1点お聞きいたします。

- 議長（西脇幸雄君） 19番 渡辺光明君。
- 文教福祉常任委員長（渡辺光明君） 服部議員の、一般会計の中の所管に関する事の中で聞こうとしておられる部分といいますと、当然歴史民俗資料館の改築に関する事だろうと、こう思っております。

先ほども申し上げましたように、さまざまな意見がございました。しかし、本来、委員会の審議の中で最後に採決をとる場合に、意見が分かれたときは賛否で調整をするというような締めくくり方をするわけでございますけれども、私は委員会に臨むに当たりまして採決はしたくないと。少人数の委員会でございますので、あくまで話し合いで方向性を見出したいというような気持ちがございましたので、改築に関して意見は分かれたけれども、意見の違う方に理解を求めるといいましても、それぞれの思いがあって自分の主張をしておられるというような状況の中で、なかなか一つにようまとめることはできませんでした。したがって、理解を求めるといことは難しく、譲歩していただくと。この件については多数の方がいろんな議論の中でしょうがないだろうと、まあええだろうというような意見が過半数以上ありましたので、そうでない、こういうことなんだという主張をされておられる方に、何とかひとつ理解をしてくれというようなことでございましたが、信念を持って言っておられましたので、理解ということもなかなか難しいことでございました。したがって、この件については何とか譲歩していただけないでしょうかというような形で、5号の一般会計の件については最終的には可決というようなことで御理解をいただきました。以上。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 議長（西脇幸雄君） 11番 服部寿君。
- 11番（服部 寿君） 私の判断でさせていただきますが、議論がいろいろありましたけれども、最終的に、委員長の裁量の中で委員の皆さんが異議なしと認めたということで、私は判断させていただきます。
- 議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔挙手する者あり〕

- 議長（西脇幸雄君） 4番 川瀬厚美君。
- 4番（川瀬厚美君） 委員長にお尋ねしますが、城山中学校の耐震工事についてどのような話し合いがされたか、予算が組んでありますけど、お聞きしたいと思います。
- 議長（西脇幸雄君） 19番 渡辺委員長。

- 文教福祉常任委員長（渡辺光明君） 特別大きな議論にはなりませんでしたが。執行部からの説明がございまして、それを委員の皆さんが理解をしたということでございます。以上。
- 議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。
続きまして、産業建設常任委員会付託の案件の質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。
- 9番（山田 勝君） 私は、今議会でエコドームについて、非常に関心を持っています。市長の顔がしかむような発言もしてまいりましたが、きょうの委員長報告を聞く限りは、審査意見ということで、冒頭に可決すべきものと申されましたが、こういった審査意見が添付してあるということから、この中身をお聞きもしましたが、見せてもらうに、十分に今後説明をするということ。運営形態及び方法を明確にということも申されました。そして、最終的には議会の合意を得てということもきちっと決めて進められておりますので、私は、本来きょうは反対討論をというようなつもりで出席をさせていただいておりますが、あくまで必要であると思っておりますが、理解できない、市民に説明のできないものを建設するということは、私たちとしても非常に苦しいということとあわせて、市民の血税を、わけわからずでつくればいいというものではないということを思いますので、今後慎重な審議・合意を得て進めていただきたいと、それだけを申し上げて、認めていきたいなと、そんなことを思っておりますので、今後よろしく願います。以上です。
- 議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。
それでは、通告によりまして、これから討論を行います。
議案第5号 平成19年度海津市一般会計予算について討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 議長（西脇幸雄君） 2番 堀田みつ子君。
〔2番 堀田みつ子君 登壇〕
- 2番（堀田みつ子君） 議長の許可を得ましたので、私は、平成19年度海津市一般会計予算に反対の立場で討論を行います。
市町村が黒字か赤字かを示す実質収支比率は、マイナス20%以上が財政再建団体となり、夕張市がこの対象となりました。夕張の二の舞にならないようにということは、他の方も指

摘しておられますが、夕張市の財政破綻の原因をきちんと伝えられていないのではないのでしょうか。

夕張市の22の炭鉱が国策により次々と閉山に追い込まれ、12万人の人口が1万3,000人と、ほぼ10分の1に激減しています。その上、閉山処理の社会基盤投資を北炭も国も放棄し、市には332億円の起債を含む約588億円が押しつけられました。さらに、炭鉱の閉山後の観光開発に行き過ぎがあったのも事実です。夕張市がホテルやスキー場を民間から買い上げようとした際、地元金融機関が採算がとれる見込みがないと貸し出さず、北海道も地方債発行に反対したにもかかわらず、大銀行が2行で35億円ぼんと貸し出している事実が明らかになってきているのが現状です。共産党市議は一貫してその過大さを指摘し、身の丈に合わせ観光拡大政策の転換を訴えていました。そうした夕張市の経過や実態が伝えられず、財政再建団体になった事実だけがひとり歩きし、きちんとした検証が妨げられているようです。そして、本当にきちんと検証して海津市に役立てるということは必要だと考えております。

実際に、全国的には実質収支比率がプラス3%を下回る市町村が多くなっています。通常黒字幅が5%程度が望ましいと聞き及んでおり、当市は平成17年度決算時で17.4%と健全であり、市民に還元できる若干の余裕があるのではないのでしょうか。

また、平成17年度決算では、本来、市に入るべき税金の約4,950万円余をやむなく不納欠損処理をしました。しかし、そうした状況の中でも、担当課では税の収納率を上げるために努力をしていただいています。その努力に報いるためにも、不要不急の予算をなくし、真の行政改革ができれば、第二の夕張市にならないというのが日本共産党の見解です。

そこで、まず不要不急を何ではかるかという点では、一つの事業を行うに当たってほかに方法はないのかということの調査・研究が徹底されたかにあると考え、今回の討論では、二つの事業について検証したいと思っております。

一つには、エコドームは行政の省資源型、資源循環型の社会形成とはどんなことかということも問われると考えております。実際に、再資源化の前にリフューズ、要らないものは断ろう、リデュース、ごみの量を減らそう、リユース、繰り返し使おうという三つの大切なRがあります。その大切な3Rを実現するために、リサイクル品の収集場所として市の既存の施設を利用できないのか、各地域の集会場なども利用できないのかなど、場所の確保について検討することも必要だと考えます。費用については、建設年度の投資額と次年度からのドームのリース代金、管理費など6,600万円余を、資源循環型の社会構築のために、集会場などで集めたリサイクル品を運搬するなどのシステムづくり、運営費に充てていくことを提案したいと思います。

次に、平田公園の歩道橋設置には1,500万円の予算が組まれています。ローラー滑り台を利用するために市道を渡らなくてはならないから歩道橋を設置するのだという説明でした

が、では設置時に何の対策もとられなかったのでしょうか。いえ、そうではないと思います。それだからこそ、このローラー滑り台設置後、間もなく10年になりますが、事故は起こっていないのだと考えます。それでもまだ心配があるというならば、問題となる市道は地域の方の交通網だとの説明もありましたが、公園のすぐ南側には迂回路となる道がありますので、時間によって交通規制がかけられないかということは検討されたのでしょうか。市は、人と車のどちらを優先するのかということが試されているところではないのでしょうか。どのような選択をするにしても、天候や曜日、季節によって実際に通る車の台数などの調査、同様に季節などによってローラー滑り台の利用者の状況調査なども不足していると考えます。

それでは、何を必要として次年度予算を考えるかという点では、私は海津町内の保育園の統合や、南濃町内の中学校統合に向け、予算をつける、つけないも含めて着々と準備が進められている状況を見過ごせません。学校の耐震化も、城山中学校は予算化されたけれども、南濃中学校は城山中学校に比べればまだ大丈夫ということで、次年度よりさらに先送りとなっています。私は、かねてより南濃町に中学校が1校ということがよいとは考えられないと主張してまいりました。起伏のある地形などを考慮し、せめて2校は必要だと考えております。そこで、2校を存続させるための予算措置を求めたいと思います。

また、子供たちに安全な給食を提供するために、市内全域をカバーする給食センターではなく、分散させることも必要ではありませんか。今ほど食の安全が求められているときはないと考えます。

建物は、確かに2棟建てるよりも1棟の方が経済的な面もありますが、機能性を重視したシンプルで堅牢なものを考え、予算の効率的な運用は可能であると思います。

財政優先でない、人が豊かに暮らすことを優先した予算を求めたいと思います。ないないと言って財源がないのではなく、福祉の心や工夫が足りないということはないように予算を考えていただきたいことを最後に申し添えまして、反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西脇幸雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 4番 川瀬厚美君。

〔4番 川瀬厚美君 登壇〕

○4番（川瀬厚美君） 賛成討論を行います。

議案第5号 平成19年度海津市一般会計予算について、賛成するものとして賛成の討論を行います。

本予算につきましては、海津市総合開発計画を着実に推進するため、分野別基本目標である5本の柱、その実現を図るため、共通する進め方である2本の柱を基軸に編成し、かつ計

上に当たっては厳しい財政状況にも配慮され、海津市民に寄与する予算と確信いたすものでございます。よって、当予算に賛成するものでございます。以上。

- 議長（西脇幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（西脇幸雄君） これで討論を終わります。

お諮りします。議案第5号 平成19年度海津市一般会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（西脇幸雄君） 起立多数でしたので、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。議案第6号から議案第42号まで及び議案第44号の計38議案について、討論を省略して一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって議案第6号から議案第42号まで及び議案第44号の計38議案について、討論を省略して一括採決します。

お諮りします。議案第6号から議案第42号まで及び議案第44号の計38議案につきまして、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 平成19年度海津市海津苑運営特別会計予算、議案第7号 平成19年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計予算、議案第8号 平成19年度海津市クレール平田運営特別会計予算、議案第9号 平成19年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算、議案第10号 平成19年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第11号 平成19年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計予算、議案第12号 平成19年度海津市国民健康保険特別会計予算、議案第13号 平成19年度海津市老人保健特別会計予算、議案第14号 平成19年度海津市介護保険特別会計予算、議案第15号 平成19年度海津市下水道事業特別会計予算、議案第16号 平成19年度海津市水道事業会計予算、議案第17号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算、議案第18号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計予算、議案第19号 平成19年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第20号 平成19年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算、議案第21号 平成19年度海津市羽沢財産区会計予算、議案第22号 平成18年度海津市会計補正予算（第6号）、議案第23号 平成18年度海津市海津苑運営特別会計補正予算（第2号）、議案第24号 平成18年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算（第1号）、議案第25号 平成18年度海津市介護保険特別会計補正予算（第5号）、議案第26号 海津市内部組織設置条例の一部を改正する条例について、議案第27号

海津市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について、議案第28号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第29号 海津市副市長の定数を定める条例の制定について、議案第30号 海津市監査委員条例の一部を改正する条例について、議案第31号 海津市行政手続条例の一部を改正する条例について、議案第32号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第33号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第34号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第35号 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第36号 海津市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について、議案第37号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、議案第38号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第39号 海津市環境基本条例の制定について、議案第40号 海津市水道料金等審議会設置条例の制定について、議案第41号 海津市下水道事業特別会計への繰入について、議案第42号 市道の路線認定及び廃止について、議案第44号 指定管理者の指定について、以上38議案は原案のとおり可決することに決定しました。

報告第1号 海津市国民保護計画の報告について

- 議長（西脇幸雄君） 続きまして、日程第41、報告第1号 海津市国民保護計画の報告について、市長よりその報告を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

- 市長（松永清彦君） このたび、国民保護に基づく海津市国民保護計画を策定いたしましたので、議会に報告をいたすものであります。

これまで2回にわたる海津市国民保護協議会において諮問・答申を、また広く市民の皆さんの意見を反映すべくパブリック・コメントを実施、さらには岐阜県との事前協議を幾度となく重ね、今般、正式協議を終了いたしましたものであります。この計画は、今後広く市民に公表・周知し、安全の確保に万全を期してまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（西脇幸雄君） 報告が終わりました。

この報告は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条の第6号の規定により報告するもので、既に採決はいたしません。

発議第1号 庁舎検討特別委員会の設置について及び庁舎検討特別委員会委員の選任について

- 議長（西脇幸雄君） 続きまして、日程第42、発議第1号 庁舎検討特別委員会の設置について、日程第43、庁舎検討特別委員会委員の選任について、以上2件について一括上程し、そのうち議員発議の特別委員会の設置については、提出者の提案理由の説明を求めます。

提出者、12番 伊藤善朗君。

〔12番 伊藤善朗君 登壇〕

- 12番（伊藤善朗君） 発議第1号、平成19年3月23日、海津市議会議長 西脇幸雄様。提出者、海津市議会議員 伊藤善朗、賛成者、海津市議会議員 川瀬厚美、賛成者、海津市議会議員 永田武秀。

庁舎検討特別委員会の設置について。

庁舎検討特別委員会の設置について別紙のとおり提出いたします。

庁舎検討特別委員会の設置について。

庁舎に関し、分庁舎方式の是非も含め、庁舎に求められる機能、市民の利便性、住民サービスの向上等、総合的に検討するもので、委員は20人とし議会議員全員で構成する。

なお、本委員会は、議会の閉会中も調査・審議ができるものとし、議会が本調査の終了を議決するまで継続して調査、審議を行うものとする。以上でございます。

- 議長（西脇幸雄君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

- 議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

設置について御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、庁舎検討特別委員会を設置することに決定しました。

日程第43、庁舎検討特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。委員の選任については、議会議員全員の20名をもって組織し、議長において委員の選任は議会議員全員を指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、議員全員を特別委員に選任することに決定しました。

なお、特別委員長には、水谷武博委員、副委員長には赤尾俊春委員と報告がありました。

発議第2号 海津市議会委員条例の一部を改正する条例についてから発議第4号

海津市議会傍聴規則の一部を改正する規則についてまで

- 議長（西脇幸雄君） 続きまして、日程第44、発議第2号から日程第46、発議第4号までの

3 議案を一括議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

提出者、11番 服部寿君。

〔11番 服部寿君 登壇〕

- 11番（服部 寿君） 発議第2号、平成19年3月23日、海津市議会議長 西脇幸雄様。提出者、海津市議会議員 服部寿、賛成者、海津市議会議員 川瀬厚美、同じく海津市議会議員 福井恭平。

海津市議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

続きまして、発議第3号、平成19年3月23日、海津市議会議長 西脇幸雄様。提出者、海津市議会議員 服部寿、賛成者、海津市議会議員 伊藤善朗、同じく海津市議会議員 松岡光義。

海津市議会会議規則の一部を改正する規則について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

続きまして、発議第4号、平成19年3月23日、海津市市議会議長 西脇幸雄様。提出者、海津市議会議員 服部寿、賛成者、海津市議会議員 藤田敏彦、同じく海津市議会議員 渡辺光明。

海津市議会傍聴規則の一部を改正する規則について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

それでは、提案理由の説明を行います。

今回の改正につきましては、いずれも地方自治法の一部改正に伴うものでございます。

最初に、海津市議会委員会条例の一部を改正するについては、委員の選任、辞任等において議長権限が明確にされ、記録において電磁的記録が追加されたものでございます。

続きまして、海津市議会会議規則の一部を改正するについては、委員会の議案提出要件が追加され、また会議録においては電磁的記録の方法が追加され、その他字句及び表現の改正等でございます。

最後に、海津市議会傍聴規則の一部改正については、字句等の改正でございます。

附則といたしまして、条例・規則ともいずれも平成19年4月1日から施行するというものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

- 議長（西脇幸雄君） 提案理由の説明が終わりましたので、順次質疑を許可します。

最初に、発議第2号 海津市議会委員会条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

- 議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。

お諮りします。発議第2号 海津市議会委員会条例の一部を改正する条例については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号、海津市議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、発議第3号 海津市議会会議規則の一部を改正する規則について、質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

- 9番（山田 勝君） 議長、朗読ばかりで大変やと思うんで、時代に沿わんでこういう字句を変えられたのか。「をして」をただ「に」にとか、こういうことは、なぜ今まで使われておったものは時代にマッチしないのか。逆に例えば、「職員をして投票箱を」のところを「職員に投票箱を」と、それだけの改正ということですが、「をして」と「に」ということの違いがあるのであったら教えてもらいたいし、違いがなく、私はこういう時代にこういう難しい言い方は理解しにくいという判断であろうと思うが、そのあたり、わかっておったら教えてもらえたらありがたいと思います。よろしくお願いします。

- 議長（西脇幸雄君） 事務局長。

- 議会事務局長（森 賢一君） それではお答えします。

これにつきましては、先ほど提案理由の説明でもございましたとおり、地方自治法の一部改正の準則に伴いまして改正を行うものでございまして、「職員をして」を「職員に」というようなわかりやすい字句等の改正で、先ほども申し上げましたとおり、地方自治法の一部改正で準則に基づいて改正を行うものでございます。以上でございます。

- 議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。

お諮りします。発議第3号 海津市議会会議規則の一部を改正する規則については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号 海津市議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、発議第4号 海津市議会傍聴規則の一部を改正する規則について、質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

- 議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。

お諮りします。発議第4号 海津市議会傍聴規則の一部を改正する規則については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号 海津市議会傍聴規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決することに決定しました。

閉会の宣告

- 議長（西脇幸雄君） これをもちまして、本定例会の会議に付議されました事件はすべて議了しましたので、本日で閉会することに決定しました。

18日間にわたり長時間審議をいただきまして、本当にありがとうございました。

（午後2時31分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成19年 3 月23日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員